

日本透析医会通常総会資料および主な決定事項

日本透析医会通常総会が平成 24 年 5 月 20 日（日）午後 1 時から東京ステーションコンファレンスにて開催された。以下に、その際の資料（抜粋）と主な決定事項を報告する。

日本透析医会通常総会資料
平成 24 年度通常総会報告

第1号議案

平成23年度事業報告書

第1会議

総会

1. 平成23年度通常総会

- 平成23年5月15日
- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 平成22年度事業報告及び財務諸表の承認を求める件 |
| 第2号議案 | 平成23年度事業計画（案）及び予算（案）の承認を求める件 |
| 第3号議案 | 役員の任期満了に伴う新役員の承認を求める件 |
| 第4号議案 | 定款の変更（案）の承認を求める件 |
| 第5号議案 | 内部規程（案）制定の承認を求める件 |
| 第6号議案 | その他 |

理事会

1. 平成23年5月15日

通常総会付議事項

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 平成22年度事業報告及び財務諸表の承認を求める件 |
| 第2号議案 | 平成23年度事業計画（案）及び予算（案）の承認を求める件 |
| 第3号議案 | 役員の任期満了に伴う新役員の承認を求める件 |
| 第4号議案 | 定款の変更（案）の承認を求める件 |
| 第5号議案 | 内部規程（案）制定の承認を求める件 |
| 第6号議案 | その他 |

常任理事会

1. 平成23年4月22日

協議事項

- (1) 平成23年通常理事会及び通常総会について
- (2) 「東日本大震災」関係（災害対策本部活動及び今後の対応について）

報告事項

- (1) 平成22年度決算について

2. 平成23年5月15日

協議事項

- (1) 平成23年通常理事会及び通常総会について
- (2) 「東日本大震災」関係（災害対策本部活動及び今後の対応について）

3. 平成23年6月24日

協議事項

- (1) 移行認定申請について（申請時期及び移行認定申請書一式の最終確認）
- (2) 平成24年10月の日本透析医会研修セミナー開催場所について
- (3) 平成23年度透析に関わる調査研究費について（適正透析導入部会より）

報告事項

- (1) 東日本大震災の支援金について
- (2) 平成23年度レセプト分析調査について

- (3) 委員会報告
 広報委員会

4. 平成 23 年 7 月 22 日

協議事項

- (1) 平成 24 年度支部長会議，透析保険審査委員懇談会，災害時情報ネットワーク会議の開催について（会場の選定）
(2) 平成 23 年度における各支部開催の研修会，講演会の経費の補助について（研修委員会より）
(3) 透析液メーカーからの要望について
(4) (社) 日本臓器移植ネットワーク理事について
(5) ホームページへの委員会紹介
(6) 東日本大震災時の透析に関する調査について

報告事項

- (1) 公益法人移行認定申請：申請情報

5. 平成 23 年 9 月 30 日

協議事項

- (1) 公益法人移行認定申請関係（研究助成事業基金の取扱いについて）
(2) 定款変更（移行認定申請時修正事項）について
(3) 次期通常総会及び研修セミナーの同時開催に向けて

報告事項

- (1) 平成 23 年度公募研究助成申請について
(2) 第三次補正予算（案）：災害時情報ネットワークシステムの機能強化
(3) 災害時情報ネットワーク本部移設について

6. 平成 23 年 10 月 28 日

協議事項

- (1) 平成 23 年度レセプト分析調査（中間報告）について

報告事項

- (1) 「診療報酬改定要望書」提出結果について
(2) 公益法人移行認定「答申書」について
(3) 平成 23 年度中間決算について
(4) 委員会報告
 医療廃棄物対策部会
 広報委員会
 研修委員会

7. 平成 23 年 11 月 25 日

協議事項

- (1) 「透析医療機関経営・施設実態調査 2011」について
(2) 平成 23 年度における各支部開催の研修会，講演会の経費の補助について（研修委員会より）

報告事項

- (1) 委員会報告
 透析医療に関するグランドデザイン作成に向けた検討会

- (2) 平成 23 年度公募研究助成審査結果一覧
- (3) 「腎代替療法のインフォームドコンセントと開始時期に関するコンセンサスカンファレンス」(日本腎臓学会主催)

8. 平成 23 年 12 月 16 日

協議事項

- (1) 透析医療経営検討委員会(仮称)設置について
- (2) 「透析医療機関経営・施設実態調査 2011」について

報告事項

- (1) 委員会報告
在宅血液透析部会
- (2) 平成 23 年度レセプト分析調査最終報告
- (3) 災害時情報ネットワークシステム事業費補助金について

9. 平成 24 年 1 月 20 日

協議事項

- (1) 「透析登録証」・「保管データ廃棄」・「日本透析医会ホームページ掲載」について

報告事項

- (1) 「透析医療機関経営・施設実態調査 2011」回収状況

10. 平成 24 年 2 月 24 日

協議事項

- (1) 平成 24 年度事業計画(案)策定について

報告事項

- (1) 委員会報告
透析医療に関するグランドデザイン作成に向けた検討会
広報委員会
透析医療経営検討委員会
「透析医療機関経営・施設実態調査 2011」回収状況
- (2) 透析医療における職種別業務分担に関する調査報告
- (3) 平成 23 年度仮決算について
- (4) 公益法人移行(法人登記申請)に関する関係書類の準備

11. 平成 24 年 3 月 23 日

協議事項

- (1) 平成 24 年度事業計画(案)及び予算(案)について
- (2) 平成 24 年度通常理事会及び通常総会について
- (3) 「透析患者の高齢化による問題と将来予測」調査について
- (4) 「特定除外制度の廃止方針に対するアンケート」について
- (5) 電子レセプト請求における算定日の記載について

報告事項

- (1) 委員会報告
透析医療に関するグランドデザイン作成に向けた検討会
- (2) 公益社団法人移行「認定書」・移行認定後の当面の手続きについて

第2 委員会

平成23年度委員会開催状況

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

委員会（部会）	開催年月日	備 考
1. 適正透析医療普及推進委員会 (1) 適正透析導入部会 (2) 維持透析療法部会 (3) 適正透析普及部会 (4) 医療廃棄物対策部会 (5) 在宅血液透析部会	平成23年 6月17日 平成23年 9月30日 平成23年11月17日	支部長会議
2. 適正医療経済・制度調査研究委員会	平成23年 6月17日	透析保険審査委員懇談会、常任理事会で関連事項協議
3. 透析医療経営検討委員会	平成24年 1月27日	常任理事会で関連事項協議
4. 透析医療に関するグランドデザイン 作成に向けた検討会	平成23年10月21日 平成24年 1月20日 平成24年 3月16日	常任理事会で関連事項協議 〃 〃
5. 広報委員会	平成23年 6月10日 平成23年10月 7日 平成24年 2月 3日	
6. CKD（慢性腎臓病）対策委員会		
7. 研修委員会	平成23年10月23日	
8. 研究助成審査委員会	平成23年11月 1日	
9. 災害時透析医療対策委員会	平成23年 6月17日	災害時情報ネットワーク会議
10. 医療安全対策委員会 (1) 感染防止対策部会 (2) 医療事故対策部会		

平成 23 年度委員会報告

1. 適正透析医療普及推進委員会

(1) 適正透析導入部会

愛知県透析医学会の透析療法審査活動に助成した。当該審査結果に基づく実態報告については、日本透析医学会雑誌に掲載する。

(2) 適正透析普及部会

6月17日、支部長会議を開催した。東日本大震災における日本透析医学会の活動、公益法人への移行申請、平成24年度診療報酬改定に関する要望事項等々、会長からの詳細な説明に続き関連事項の質疑応答が行われた。

(3) 医療廃棄物対策部会

院内感染防止、廃棄物収集業者の感染防止、廃棄物の不法投棄（環境汚染）防止、処理コスト軽減の試み、資源再利用（分別含む）、在宅血液透析・CAPDにおける在宅医療廃棄物等について、問題点を整理し意見交換をした。

(4) 在宅血液透析部会

高齢者専用住宅における検討例、多様化に対応した在宅血液透析の役割とそれに伴う諸問題、ICT（Information and Communication Technology）ネットワークを活用した在宅血液透析における安全な遠隔管理方法に関する検討、在宅血液透析のデータベース構築と解析による評価、在宅血液透析普及における諸問題等について、検討および討議を行った。

2. 適正医療経済・制度調査研究委員会

1) 6月17日、第16回透析保険審査委員懇談会を開催した。事前にアンケートを実施し検討事項（47件）、要望事項等（58件）に基づき、基本診療科、医学管理等、検査、投薬・注射、処置、手術の診療行為別に討論を行った。詳細な報告については、日本透析医学会雑誌（Vol.26-No.3）に掲載した。

2) 透析医療費の定点調査について、全国の病院及び診療所（204施設）に協力をいただき、平成23年6月分外来透析レセプトの集計分析を実施した。調査結果は平成24年度の日本透析医学会雑誌（Vol.27-No.1）に掲載する。

3) 平成22年11月～23年1月に実施した「透析医療の職業別業務分担調査」についての調査結果がまとめ、詳細は平成24年度の日本透析医学会雑誌（Vol.27-No.1）に掲載する。

3. 透析医療経営検討委員会

1) 透析医療機関の経営状況の分析及び患者送迎問題に関する調査・研究を行うため、平成24年1月1日に委員会を発足させた。

2) 平成23年12月～24年1月に「透析医療機関経営・施設実態調査2011」を実施した。

4. 透析医療に関するグランドデザイン作成に向けた検討会（平成23年度3回開催）

透析医療機関の経営環境の分析と予測、透析提供体制の分析と予測、高齢化による社会的入院、送迎・介護保険との問題と将来予測、透析の質とQIの構築、情報公開等について検討を重ねた。

5. 広報委員会（平成23年度3回開催）

日本透析医学会雑誌発刊にかかる企画・編集等を討議し、カラー化してVol.26-No.1～No.3の3巻を発行した。

6. CKD（慢性腎臓病）対策委員会

平成 23 年度臓器移植普及推進月間を主催し、臓器移植推進国民大会を後援した。
社団法人日本臓器移植ネットワーク運営事業に助成し、腎移植の普及推進に協力した。

7. 研修委員会（平成 23 年度 1 回開催）

- (1) 日本透析医会研修セミナー（福岡）「日常透析に横たわる困難性への挑戦」を開催、273 名が参加した。
日 時：平成 23 年 10 月 23 日（日） 午前 9 時 00 分～午後 4 時 10 分
場 所：アクロス福岡 イベントホール
講演者：友 雅司（大分大学医学部附属病院腎臓内科）他 5 名
- (2) 支部（各県透析医会等）が開催した研修会・講演会に助成した。

支部等名および研修会・講演会名	講演内容	開催日
〈北海道透析医会〉 平成 23 年度北海道透析医会 総会・研修会	小規模透析施設における危機	H23. 4. 2
〈青森県透析医会〉 第 35 回青森人工透析研究会	フットケアの重要性と血行障害に対する治療	H23. 6. 5
〈鹿児島県透析医会〉 第 25 回鹿児島県透析医会総会	セーフティマネジメントが生み出す最強透析チーム 透析と保険診療	H23. 7. 16
〈大阪透析医会〉 大阪透析医会講演会	東日本大震災における透析医療者の連携	H23. 7. 23
〈北海道透析医会〉 第 80 回北海道透析療法学会	透析患者の栄養障害—低栄養と過栄養について—	H23. 11. 26
〈愛知県透析医会〉 平成 23 年度愛知県透析医会研修会	これからの透析患者の推移	H23. 11. 27
〈宮城県支部〉 第 40 回宮城県腎不全研究会	腎代替療法としての腎移植—最近の進歩と今後の課題—	H23. 12. 11
〈宮城県支部〉 平成 23 年度宮城県透析医会講演会	医師が知るべき透析液水質管理のポイント	H24. 1. 14
〈島根県透析医会〉 島根県透析医会冬季講演会	透析患者の画像診断	H24. 1. 22
〈京都透析医会〉 第 32 回京都透析医会	CKD 患者における心血管合併症対策	H24. 3. 18

- (3) 平成 24 年度の研修セミナーは、平成 24 年 5 月 20 日（日）東京、平成 24 年 10 月 21 日（日）愛知での開催が決定された。

8. 研究助成審査委員会（平成 23 年度 1 回開催）

公募研究助成申請 24 件について厳正なる審査が行われ、以下のとおり 16 件（総額 20,530 千円）が採択された。

- (1) 腎不全ラットの腹膜透析における経口ピリドキサミンの腹膜劣化予防効果について
東海大学医学部腎内分泌代謝内科 森 良孝 2,000,000 円
- (2) 透析患者の血清 Klotho 値、FGF 23 値が生命予後、心血管リスクに及ぼす影響に関する検討
東海大学医学部附属病院 腎内分泌代謝内科 田中 寿絵 3,000,000 円
- (3) 適正透析実現に向けたナビゲーション透析システムの開発

- | | | | |
|------|--|-------|-------------|
| | 東京女子医科大学臨床工学科 | 山本健一郎 | 1,000,000 円 |
| (4) | わが国における透析患者の感染症死亡率は、一般住民の約 7 倍である | | |
| | 新潟大学教育研究院医歯学系臓器連関研究センター | 若杉三奈子 | 100,000 円 |
| (5) | 糖尿病透析患者におけるインスリン抵抗性とエリスロポエチン反応性の関連 | | |
| | 日本大学医学部内科学系 腎臓高血圧内分泌内科学分野 | 阿部 雅紀 | 1,000,000 円 |
| (6) | 透析患者での血清 FGF-23 及び血清 α -klotho と PAD との関連性 | | |
| | 医療法人明生会 明生記念病院 内科 | 丸山 勝也 | 1,500,000 円 |
| (7) | リンパ管新生抑制が腹膜透析患者の腹膜機能障害を改善させるか | | |
| | 名古屋大学大学院医学系研究科 腎臓内科・腎不全総合治療学 | 伊藤 恭彦 | 3,000,000 円 |
| (8) | 血液透析患者におけるユビキチン・プロテアソーム系蛋白分解経路に関する研究 | | |
| | 磐田市立総合病院 腎臓内科 | 深澤 洋敬 | 1,000,000 円 |
| (9) | クラウドコンピューティングを応用した保存期腎不全の患者教育・療法選択システムの確立とその評価に関する研究 | | |
| | 岡山大学大学院医歯薬学総合研究科慢性腎臓病対策腎不全治療学 | 森永 裕士 | 1,000,000 円 |
| (10) | 長期血液透析患者の生活習慣 | | |
| | 慶應義塾大学医学部 血液浄化・透析センター | 菅野 義彦 | 2,000,000 円 |
| (11) | 透析中における内シャント血流量の変動とその関連因子に対する研究 | | |
| | 綾部市立病院 医療技術部 臨床工学科 | 人見 泰正 | 480,000 円 |
| (12) | 血液透析患者における血中 HMGB 1 及び FGF-23 濃度と動脈硬化進展の関わりに関する検討 | | |
| | 独立行政法人国立病院機構大阪医療センター 腎臓内科 | 倭 成史 | 1,000,000 円 |
| (13) | 透析患者における「足潰瘍発症リスク分類」の有用性の検証 | | |
| | 昭和大学保健医療学部 看護学科 | 三村 洋美 | 1,000,000 円 |
| (14) | 血液透析システムにおける透析液品質の維持向上に関する細菌学的研究 | | |
| | 越谷大袋クリニック 内科 | 大藺 英一 | 1,450,000 円 |
| (15) | 穿刺前の水分処置介入とリドカインテープによる穿刺時疼痛の軽減効果 | | |
| | 関西看護医療大学 看護学部 | 神谷 千鶴 | 500,000 円 |
| (16) | 透析患者の水分・塩分摂取に関わる自己管理支援に行動変容プログラム「ステップ・バイ・ステップ法」を用いた効果の検証研究 | | |
| | 金沢医科大学 看護学部 | 田村 幸子 | 500,000 円 |

9. 災害時透析医療対策委員会

1) 第 12 回災害情報ネットワーク会議

6 月 17 日に 87 名の参加を得て開催された。東日本大震災の被災各県からの報告、情報ネットワーク本部から平成 22 年度の活動報告（東日本大震災関連以外）と平成 23 年度活動計画の説明等が行われた。会議の詳細は、日本透析医会雑誌（Vol. 26-No. 3）に掲載した。

2) 災害時活動

東日本大震災および福島第一原発事故による災害に対する活動状況

- 大規模災害対応として準備されていた日本透析医会災害時情報ネットワークおよび被災地透析担当医師などへの直接連絡などによる被害状況や、周辺施設での支援可能状況などの情報を収集した。なお、これらの情報は当会ホームページ上に公開され、NHK も繰り返しこの URL をテロップで紹介し続けた。これらの情報公開に対し、マスコミや患者家族などから多くの問い合わせがあり、対

策本部にて対応した。

- 大規模災害対策として準備されていた日本透析医会災害時情報 ml を震災直後より稼働させ、情報の収集と発信に努めた。この情報 ml には、医師のみならず、看護師・臨床工学技士などのスタッフや、関連メーカー、患者会（全腎協）のほか、腎不全対策を受け持つ健康局疾病対策課の担当者や、各県の行政担当者も登録されており、情報が広く共有され、迅速な対応が可能となった。たとえばこの情報 ml を通じて、被災地域の CAPD 患者安否情報が報告されたり、放射性ヨードに汚染された水道水も、RO 装置を用いることで透析用水は安全であるという情報発信も行なわれた。また、この情報 ml を通じて被災地を含む全都道府県に、情報収集と発信のためのキーマンを設置するよう要請し、これを通じて被災状況の報告や支援システムの構築が容易となった。
- 被災地外の都道府県に被災透析患者受け入れ体制の構築を要請した。3月24日の最終集計では、39都道府県において入院対応3,732人、外来対応13,840人（うち宿泊可能1,794人）、合計17,570人受け入れ可能という結果であった。
- 被災地透析施設における医薬品、医療器材不足状況の把握と医薬品、医療器材メーカー等との協力による供給のサポートを実施した。
- 被災透析患者の被災地外への遠隔搬送のコーディネート（宮城→北海道へ80人）とサポート（福島→東京、千葉、新潟へ730人など）を行なった。
- 日本臨床工学技士会、日本腎不全看護学会と協力してボランティアを募集し、被災地に看護師・臨床工学技士を派遣した。被災地の透析室支援と情報収集を行なった。（5月28日まで派遣）登録人数132人、派遣総数31人、派遣延べ日数245人であった。
- 被災地外への被災透析患者の移動の実態について調査を行なった。
- 被災施設での透析に関する保険請求や、被災患者に関する一部負担金の免除などについて、厚生労働省保険局医療課宛要望書「平成23年度東北地方太平洋沖地震と長野県北部地震および福島県原発事故による被災施設および被災者に対する保険診療上のお願ひ」を提出した。
- 日本臨床工学技士会が立ち上げた「支援物資供給センター」へ支援金及び物資（約100万円分の衛生材料等）を提供した。
- 日本透析医会役員2名による被災地の視察と情報収集を行なった。（4月6日～9日）
- 計画停電による被災地域以外での透析実施困難について報告し、日本透析医学会と共同で計画の変更についての要望書を提出した。さらに、非常用電源配置に関する支援策について、透析施設も対象施設となるよう、厚生労働大臣宛要望書「透析医療施設（病院、診療所）に対する自家発電機の優先設置等のお願ひについて」を提出した。（4月8日）

その他の災害時情報活動は以下のとおり

- 宮城北部・中部で震度6強の地震（23年4月7日23時32分）
- 福島県、茨城県を中心とした最大震度6弱の地震が発生（23年4月11日17時18分）
- 福島県、茨城県を中心とした最大震度6弱の地震が発生（23年4月12日14時7分）
- 栃木県、茨城県を中心とした最大震度5強の地震が発生（23年4月16日11時19分）
- 新潟県中越で震度5強の地震（23年6月2日11時35分）
- 長野県中部で震度5強の地震（23年6月30日8時16分）
- 和歌山県北部で震度5強の地震（23年7月5日19時18分）
- 東北地方で最大震度5強の地震（23年7月23日13時34分）
- 新潟県、福島県で29日記録的豪雨となり、堤防が決壊するなどの被害で避難勧告（23年7月30日）
- 福島県で震度5強の地震（23年7月31日3時54分）

- 北海道日高地方中部で震度5強の地震（23年9月7日22時29分）
- 台風15号の接近に伴う大雨で市内を流れる庄内川、天白川などが氾濫する危険が高まったとして、市内12区の計70万世帯（約109万人）に避難勧告（23年9月20日14時）
- 福島県浜通りで震度5強の地震（23年9月29日19時05分）
- 熊本県熊本地方で震度5強の地震（23年10月5日23時33分）
- 茨城県北部で震度5強の地震（23年11月20日10時23分）
- 新潟県佐渡付近で震度5強の地震（24年2月8日21時01分）
- 千葉県北東部で震度5強の地震（24年3月14日21時05分）

3) 第12回災害時情報伝達訓練

9月1日に訓練を実施した。41都道府県1,167施設、および中国5県と石川県が独自に行った訓練参加施設数を加えて、計1,249施設が参加し、参加施設数は過去最高となった。

北海道 = 5	青森 = 15	岩手 = 1	宮城 = 7	福島 = 33	茨城 = 27
栃木 = 43	群馬 = 1	埼玉 = 4	千葉 = 101	東京 = 102	神奈川 = 20
新潟 = 8	富山 = 44	石川 = 21	山梨 = 28	長野 = 60	静岡 = 9
岐阜 = 5	愛知 = 121	三重 = 15	滋賀 = 1	京都 = 25	大阪 = 94
兵庫 = 38	和歌山 = 4	岡山 = 59	鳥取 = 5	島根 = 11	広島 = 24
山口 = 8	徳島 = 17	香川 = 5	高知 = 32	福岡 = 98	長崎 = 10
熊本 = 89	大分 = 22	宮崎 = 6	鹿児島 = 30	沖縄 = 1	

また、イリジウム通話訓練には本部へ9施設、副本部へ7施設が参加したが、このうち3県で電波の状態が安定せず音声聞き取りがたい現象や通話途中で切れるなどの現象が確認された。電子メール通信訓練には6施設がメール送信を実施した。

4) 情報システム・メーリングリスト保守管理

- 「透析医療災害対策メーリングリスト」 taisaku_ml 登録アドレス数：140
- 「災害時情報ネットワークメーリングリスト」 joho_ml 登録アドレス数：723

5) 社団法人日本透析医会災害時情報ネットワークシステム事業

厚生労働省より「厚生労働省防災業務計画」個別疾患対策（人工透析）の災害応急対策に基づき、災害時の透析医療の確保を図るため、社団法人日本透析医会の災害時情報ネットワークシステムの機能強化を通じて、災害時の人工透析の提供体制の強化・確保を図ることを目的として、補助金（10,974千円）の交付を受け、①災害時情報ネットワークシステム機能の強化（ホームページ画面の向上、データ処理速度の向上、バックアップシステムの整備、医療関係者用ページの暗号化等）、②災害時情報ネットワークシステム機能の追加（携帯電話対応機能、地図情報との連動等のシステム機能、掲示板機能等）を図った。

平成 23 年度財務諸表

1. 貸借対照表 (平成 24 年 3 月 31 日現在)

(単位:円)

勘定科目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
(1) 現預金			
現金	40,139	33,939	6,200
ゆうちょ銀行	1,020,719	973,599	47,120
りそな銀行 1455768	0	34,746,374	△ 34,746,374
りそな銀行 0984222	193,895	1,145,796	△ 951,901
みずほ銀行	139,505	283	139,222
三井住友銀行	49,020	170,134	△ 121,114
三菱東京 UFJ 銀行	5,022,347	7,168,784	△ 2,146,437
三菱東京 UFJ 銀行定期預金	20,002,474	30,015,499	△ 10,013,025
現預金合計	26,468,099	74,254,408	△ 47,786,309
(2) その他流動資産			
未収金 (国庫補助金)	10,974,000	0	10,974,000
その他流動資産合計	10,974,000	0	10,974,000
流動資産合計	37,442,099	74,254,408	△ 36,812,309
2. 固定資産			
(1) 基金			
研究助成事業基金定期預金	202,004,889	202,004,889	0
基金合計	202,004,889	202,004,889	0
(2) その他固定資産			
電話加入権	563,372	563,372	0
淡路建物ビル保証金	6,300,000	6,300,000	0
警備保証金	50,000	50,000	0
退職給付引当預金	2,320,240	2,057,160	263,080
その他固定資産合計	9,233,612	8,970,532	263,080
固定資産合計	211,238,501	210,975,421	263,080
資産合計	248,680,600	285,229,829	△ 36,549,229
II 負債の部			
1. 流動負債			
会費預り金	30,000	10,000	20,000
所得税預り金	254,250	326,235	△ 71,985
健康保険預り金	68,340	52,885	15,455
厚生年金預り金	228,128	96,349	131,779
災害 (東日本大震災) 支援預り金	0	31,247,395	△ 31,247,395
流動負債合計	580,718	31,732,864	△ 31,152,146
2. 固定負債			
退職給付引当金	2,320,240	2,057,160	263,080
固定負債合計	2,320,240	2,057,160	263,080
負債合計	2,900,958	33,790,024	△ 30,889,066
III 正味財産の部			
1. 一般正味財産	245,779,642	251,439,805	△ 5,660,163
正味財産合計	245,779,642	251,439,805	△ 5,660,163
負債及び正味財産合計	248,680,600	285,229,829	△ 36,549,229

2. 正味財産増減計算書（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

※前年度は、23年度の事業区分構成に準じ組み直して記載している。

(単位:円)

勘定科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 研究助成事業基金運用益 研究助成事業基金受取利息	101,832	0	101,832
② 受取入会金 受取入会金	450,000	360,000	90,000
③ 受取会費 受取会費	87,410,000	90,260,000	△ 2,850,000
④ 受取寄付金等 受取寄付金 受取参加費	23,500,000 273,000	28,250,000 367,000	△ 4,750,000 △ 94,000
⑤ 雑収益 受取利息	14,723	23,375	△ 8,652
⑥ 未収金 国庫補助金収入	10,974,000	0	10,974,000
経常収益計	122,723,555	119,260,375	3,463,180
(2) 経常費用			
事業費			
調査・研究, 普及, 教育研修事業	58,360,583	56,448,831	1,911,752
給与手当	9,076,058	10,343,156	△ 1,267,098
退職給付費用	105,232	202,989	△ 97,757
福利厚生費	26,445	47,438	△ 20,993
会議費	790,737	532,036	258,701
旅費交通費	5,911,510	3,579,290	2,332,220
通信運搬費	1,136,003	1,494,985	△ 358,982
事務・消耗品費	1,394,932	996,016	398,916
印刷製本費	11,513,383	12,477,296	△ 963,913
水道光熱費	172,028	177,993	△ 5,965
家賃	1,995,182	1,866,461	128,721
謝金	30,000	0	30,000
原稿料	2,469,166	2,061,666	407,500
諸会費	89,824	97,308	△ 7,484
警備等委託費	381,612	328,600	53,012
ホームページ管理費	339,360	316,092	23,268
レセプト調査	7,714,240	7,529,530	184,710
日本臓器移植ネットワーク助成	5,100,000	5,100,000	0
調査・研究費	4,500,000	500,000	4,000,000
シンポジウム・セミナー開催費	4,333,828	6,181,905	△ 1,848,077
研修費	1,000,000	2,300,000	△ 1,300,000
雑費	281,043	316,070	△ 35,027
研究助成事業	28,314,201	33,629,984	△ 5,315,783
給与手当	4,538,028	5,171,578	△ 633,550
退職給付費用	52,616	101,494	△ 48,878
福利厚生費	13,223	23,719	△ 10,496
会議費	60,250	27,000	33,250
旅費交通費	336,300	208,480	127,820

(単位:円)

勘定科目	当年度	前年度	増 減
通信運搬費	102,618	117,424	△ 14,806
事務・消耗品費	697,466	498,008	199,458
印刷製本費	244,376	89,019	155,357
水道光熱費	86,014	88,997	△ 2,983
家賃	997,591	933,230	64,361
謝金	150,000	140,000	10,000
諸会費	44,912	48,654	△ 3,742
警備等委託費	190,806	164,300	26,506
ホームページ管理費	169,680	158,046	11,634
研究助成費	20,530,000	25,750,000	△ 5,220,000
雑費	100,321	110,035	△ 9,714
安全対策事業	22,833,513	10,704,254	12,129,259
給与手当	2,269,014	2,585,789	△ 316,775
退職給付費用	26,308	50,747	△ 24,439
福利厚生費	6,611	11,859	△ 5,248
会議費	365,452	318,907	46,545
旅費交通費	70,700	392,080	△ 321,380
通信運搬費	136,609	382,743	△ 246,134
事務・消耗品費	348,733	249,004	99,729
印刷製本費	39,973	765,321	△ 725,348
水道光熱費	43,007	44,498	△ 1,491
家賃	498,796	466,615	32,181
諸会費	22,456	24,327	△ 1,871
警備等委託費	95,403	82,149	13,254
ホームページ管理費	84,840	79,023	5,817
システム管理費	3,765,800	5,104,174	△ 1,338,374
災害発生時対応諸経費	3,977,450	0	3,977,450
災害時情報ネットワークシステム機能強化(国庫補助金)	10,974,600	0	10,974,600
雑費	107,761	147,018	△ 39,257
事業費計	109,508,297	100,783,069	8,725,228
管理費			
給与手当	6,807,044	7,757,367	△ 950,323
退職給付費用	78,924	152,242	△ 73,318
福利厚生費	19,834	35,578	△ 15,744
会議費	10,500	0	10,500
常任理事会費	3,602,471	3,262,310	340,161
総会・理事会費	1,893,886	1,573,243	320,643
旅費交通費	978,870	984,690	△ 5,820
通信運搬費	132,387	167,007	△ 34,620
事務・消耗品費	1,046,199	747,012	299,187
印刷製本費	119,919	133,529	△ 13,610
水道光熱費	129,021	133,495	△ 4,474
家賃	1,496,387	1,399,846	96,541
会計委託費	1,200,000	1,200,000	0
警備等委託費	286,209	246,450	39,759
報酬	600,000	1,200,000	△ 600,000
租税公課	1,400	2,000	△ 600
慶弔費	0	57,000	△ 57,000
諸会費	67,368	72,981	△ 5,613

(単位:円)

勘定科目	当年度	前年度	増 減
本部災害対策費	0	701,409	△ 701,409
ホームページ管理費	254,520	237,069	17,451
雑費	150,482	165,053	△ 14,571
管理費計	18,875,421	20,228,281	△ 1,352,860
経常費用計	128,383,718	121,011,350	7,372,368
当期経常増減額	△ 5,660,163	△ 1,750,975	△ 3,909,188
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益			
経常外収益計			
(2) 経常外費用			
経常外費用			
経常外収益計			
当期経常外増減額			0
当期一般正味財産増減額	△ 5,660,163	△ 1,750,975	△ 3,909,188
一般正味財産期首残高	251,439,805	253,190,780	△ 1,750,975
一般正味財産期末残高	245,779,642	251,439,805	△ 5,660,163
II 正味財産期末残高	245,779,642	251,439,805	△ 5,660,163

3. 財務諸表に対する注記

(1) 重要な会計方針

1) 退職引当金の計上基準

期末退職給与の要支給額に相当する金額を計上することとしている。

2) リース取り引きの処理

リース契約により使用している重要な固定資産としては、コピー機、コンピューター、コンピューター関連ネットワーク機器等があります。

(2) 固定資産の増減額及びその残高

研究助成事業基金定期預金及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基金				
研究助成事業基金定期預金	202,004,889	0	0	202,004,889
小 計	202,004,889	0	0	202,004,889
その他固定資産				
電話加入権	563,372	0	0	563,372
淡路建物ビル保証金	6,300,000	0	0	6,300,000
警備保証金	50,000	0	0	50,000
退職給付引当金	2,057,160	263,080	0	2,320,240
小 計	8,970,532	263,080	0	9,233,612
合 計	210,975,421	263,080	0	211,238,501

(3) 固定資産の財源等の内訳

基金及びその他の固定資産の財源などの内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの 充当額)	(うち一般正味財産からの 充当額)	(うち負債に 対応する額)
基金				
研究助成事業基金定期預金	202,004,889			
小 計	202,004,889			
その他の固定資産				
電話加入権	563,372			
淡路建物ビル保証金	6,300,000			
警備保証金	50,000			
退職給付引当預金	2,320,240		(263,080)	(263,080)
小 計	9,233,612		(263,080)	(263,080)
合 計	211,238,501		(263,080)	(263,080)

(4) 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末 残高	当期増加額	当期減少額	当期末 残高	貸借対照表上の 記載区分
公募研究助成						
腎不全ラットの腹膜透析における経口ピリ ドキサミンの腹膜劣化予防効果について	森 良孝	0	2,000,000	2,000,000	0	
透析患者の血清 Klotho 値, FGF 23 値が生 命予後, 心血管リスクに及ぼす影響に關 する検討	田中寿絵	0	3,000,000	3,000,000	0	
適正透析実現に向けたナビゲーション透析 システムの開発	山本健一郎	0	1,000,000	1,000,000	0	
わが国における透析患者の感染症死亡率は, 一般住民の約7倍である	若杉三奈子	0	100,000	100,000	0	
糖尿病透析患者におけるインスリン抵抗性 とエリスロポエチン反応性の関連	阿部雅紀	0	1,000,000	1,000,000	0	
透析患者での血清 FGF-23 及び血清 α -klotho と PAD との関連性	丸山勝也	0	1,500,000	1,500,000	0	
リンパ管新生抑制が腹膜透析患者の腹膜機 能障害を改善させるか	伊藤恭彦	0	3,000,000	3,000,000	0	
血液透析患者におけるユビキチン・プロテ アソーム系蛋白分解経路に関する研究	深澤洋敬	0	1,000,000	1,000,000	0	
クラウドコンピューティングを応用した保 存期腎不全の患者教育・療法選択システム の確立とその評価に関する研究	森永裕士	0	1,000,000	1,000,000	0	
長期血液透析患者の生活習慣	菅野義彦	0	2,000,000	2,000,000	0	
透析中における内シャント血流量の変動と その関連因子に対する研究	人見泰正	0	480,000	480,000	0	
血液透析患者における血中 HMGB1 及び FGF-23 濃度と動脈硬化進展の関わりに關 する検討	倭 成史	0	1,000,000	1,000,000	0	
透析患者における「足潰瘍発症リスク分 類」の有用性の検証	三村洋美	0	1,000,000	1,000,000	0	
血液透析システムにおける透析液品質の維 持向上に関する細菌学的研究	大藪英一	0	1,450,000	1,450,000	0	
穿刺前の水分処置介入とリドカインテープ による穿刺時疼痛の軽減効果	神谷千鶴	0	500,000	500,000	0	
透析患者の水分・塩分摂取に関わる自己管 理支援に行動変容プログラム「ステップ・ バイ・ステップ法」を用いた効果の検証研 究	田村幸子	0	500,000	500,000	0	
合 計			20,530,000	20,530,000	0	

(5) 東日本大震災支援金 収支報告

(単位：円)

I 収入の部		
1. 平成 22 年度支援金預り金		31,247,395
2. りそな銀行預金 (平成 16 年新潟県中越地震義捐金残額)		3,498,979
3. 平成 23 年度支援金預り金		81,920,208
	合 計	116,666,582
II 支出の部		
配賦先等		
1. 青森県透析医会		3,000,000
2. 岩手県透析医会		20,000,000
3. 宮城県透析医会		41,000,000
4. 福島県支部		20,000,000
5. 茨城人工透析談話会		7,000,000
6. 栃木県透析医会		3,000,000
7. 千葉県透析医会		3,000,000
8. 全国腎臓病協議会 (岩手県・宮城県・福島県の患者会)		3,000,000
9. 日本臨床工学技士会 (支援物資供給センター)		1,984,267
10. (財)ときわ会 (福島県いわき市から東京方面への患者移送経費)		7,711,920
11. 札幌市透析医会 (宮城県気仙沼市から札幌方面への患者移送経費)		2,156,040
12. 宮城県石巻日赤等への医療支援派遣経費		3,778,773
13. 義捐金 (宮城県災害対策本部)		1,035,582
	合 計	116,666,582

4. 財産目録（平成24年3月31日現在）

（単位：円）

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産) 現預金	小口現金	手元保管	運用資金として	40,139
	ゆうちょ銀行		〃	1,020,719
	りそな銀行(0984222)		〃	193,895
	みずほ銀行(1108821)		〃	139,505
	三井住友銀行(5172218)		〃	49,020
	三菱東京UFJ銀行(451871)		〃	5,022,347
	三菱東京UFJ銀行定期預金		〃	20,002,474
	現預金合計			
その他流動資産	未収金	国庫補助金	災害時情報ネットワークシステム機能強化に使用	10,974,000
	その他流動資産合計			
流動資産合計				37,442,099
(固定資産合計) 基金合計	研究助成事業基金定期預金	三菱東京UFJ銀行	研究助成事業の資産であり、運用益を研究助成事業に使用している	202,004,889
	基金合計			
その他固定資産	電話加入権	東京都千代田区神田須田町1-15-2	公益目的保有財産であり、公益目的事業及び管理業務に使用している	563,372
	淡路建物ビル保証金	〃	〃	6,300,000
	警備保証金	〃	〃	50,000
	退職給付引当預金	三菱東京UFJ銀行	職員退職金の支払財源として積み立てている	2,320,240
	その他固定資産合計			
固定資産合計				211,238,501
資産合計				248,680,600
(流動負債合計)	会費預り金	ゆうちょ銀行	重複会費の預り分	30,000
	所得税預り金	三菱東京UFJ銀行	源泉所得税の未払い分	254,250
	健康保険預り金	三菱東京UFJ銀行	健康保険の未払い分	68,340
	厚生年金預り金	三菱東京UFJ銀行	厚生年金の未払い分	228,128
	流動負債合計			
(固定負債合計)	退職給付引当金	三菱東京UFJ銀行	職員に対する退職金の支払に備えたもの	2,320,240
	固定負債合計			
負債合計				2,900,958
正味財産				245,779,642

第2号議案

平成23年8月3日

内閣府大臣官房公益法人行政担当室 御中

社団法人 日本透析医会

会長 山崎 親雄



今般、移行認定申請に際し提出いたしました「公益社団法人 日本透析医会定款の変更の案」について、ご指摘に基づき修正いたしました箇所につきましては、公益社団法人へ移行後の最初の総会で決議いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

公益社団法人日本透析医学会の定款修正

修正前	修正後
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条 本会は、公益社団法人日本透析医学会と称する。</p> <p>(事務所) 第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。 2 本会は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要の地に置くことができる。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>(目的) 第3条 本会は、適正な人工透析療法を普及し、技術及び安全性、有効性の向上を図り、関係者の教育研修を行うとともに、腎不全対策の推進並びに災害時における透析医療の確保に資する事業を行い、もって国民の保健・福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業) 第4条 本会は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 人工透析療法の導入及び継続に関し、その適正化を図るための事例検討、その他の調査研究及びその普及 (2) 腎不全予防、腎移植その他腎不全対策の推進のため、国、地方公共団体等が行う活動に協力 (3) 人工透析療法に関する医療従事者の教育及び研修 (4) 人工透析療法の安全性及び有効性の向上並びに腎不全医療の推進に関する調査研究に対する助成 (5) 災害時における透析医療の確保を図るため、災害時情報ネットワークを運用し、国、地方公共団体等が行う支援活動に協力 (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業 2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条 本会は、公益社団法人日本透析医学会と称する。</p> <p>(事務所) 第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。 2 本会は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要の地に置くことができる。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>(目的) 第3条 本会は、適正な人工透析療法を普及し、技術及び安全性、有効性の向上を図り、関係者の教育研修を行うとともに、腎不全対策の推進並びに災害時における透析医療の確保に資する事業を行い、もって国民の保健・福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業) 第4条 本会は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 人工透析療法の導入及び継続に関し、その適正化を図るための事例検討、その他の調査研究及びその普及 (2) 腎不全予防、腎移植その他腎不全対策の推進のため、国、地方公共団体等が行う活動に協力 (3) 人工透析療法に関する医療従事者の教育及び研修 (4) 人工透析療法の安全性及び有効性の向上並びに腎不全医療の推進に関する調査研究に対する助成 (5) 災害時における透析医療の確保を図るため、災害時情報ネットワークを運用し、国、地方公共団体等が行う支援活動に協力 (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業 2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。</p>

第3章 会 員

(会員)

第5条 本会は、本会の事業に賛同する医師であって、次条の規定により本会の会員となった者をもって構成する。

2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込まなければならない。

2 入会は、総会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において出席した会員の3分の2以上の決議によって、当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対して決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は失踪宣言を受けたとき。

第3章 会 員

(会員)

第5条 本会は、本会の事業に賛同する医師であって、次条の規定により本会の会員となった者をもって構成する。

2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込まなければならない。

2 入会は、総会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の決議によって、当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対して決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は失踪宣言を受けたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 前条により会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

3 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第14条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 通常総会は、毎年度5月に開催する。

3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員の5分の1以上から、会議の目的事項及び召集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第23条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第15条 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第3項各号による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的

(抛出金品の不返還)

第11条 前条により会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

3 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第14条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 通常総会は、毎年度5月に開催する。

3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) **総会員の議決権**の5分の1以上から、会議の目的事項及び召集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(3) 削除

(招集)

第15条 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第3項各号による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的

を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選出する。

(定足数)

第17条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第18条 総会の決議は、この定款に規定するものを除き、総会員の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって決する。

(書面表決等)

第19条 総会に出席できない会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法により議決し、若しくは他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び議事録署名人(2名以上)に選任された理事は、前項の議事録に記名押印するものとする。

第5章 役員

(役員の設置)

第21条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 21名以上30名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事、5名以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長、専務理事並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。この場

を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選出する。

(定足数)

第17条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第18条 総会の決議は、この定款に規定するものを除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって決する。

(書面表決等)

第19条 総会に出席できない会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法により議決し、若しくは他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び議事録署名人(2名以上)に選任された理事は、前項の議事録に記名押印するものとする。

第5章 役員

(役員の設置)

第21条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 21名以上30名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事、5名以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長、専務理事並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。この場

合において理事会は、会長の選定を総会に付議し、その決議の結果を参考にすることができる。

3 監事は、本会の理事及び本会の使用人であってはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

4 理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない、監事についても同様とする。

6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序により、その業務執行の職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。

5 常務理事は、本会の業務を分担執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査し、監査報告を作成すること。

(2) 本会の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

(3) 総会及び理事会に出席し、意見を述べること。

(4) 理事の職務執行に関し、不正行為、又は法令若しくは定款に違反する事実を発見したときは、これを総会及び理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求すること。若しくは法令の定めるところにより、直接理事会を招集すること。

(役員任期)

第24条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事

合において理事会は、会長の選定を総会に付議し、その決議の結果を参考にすることができる。

3 監事は、本会の理事及び本会の使用人であってはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

4 理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない、監事についても同様とする。

6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序により、代表権を伴わない業務執行の職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。

5 常務理事は、本会の業務を分担執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査し、監査報告を作成すること。

(2) 本会の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

(3) 総会及び理事会に出席し、意見を述べること。

(4) 理事の職務執行に関し、不正行為、又は法令若しくは定款に違反する事実を発見したときは、これを総会及び理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求すること。若しくは法令の定めるところにより、直接理事会を招集すること。

(役員任期)

第24条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事

業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会員の半数以上であって、3分の2以上の決議に基づいて行われなければならない。

(報酬等)

第26条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第27条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、本会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長及び副会長、専務理事並びに常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第29条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年度5月に開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開

業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会員の半数以上であって、**総会員の議決権**の3分の2以上の決議に基づいて行われなければならない。

(報酬等)

第26条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第27条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、本会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長及び副会長、専務理事並びに常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第29条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年度5月に開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開

催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 第23条第6項第4号及び5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が召集したとき。

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その請求のあった日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的を記載した書面をもって、7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第32条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第33条 理事会の決議は、この定款に別に定めるもののほか、特別の利害関係を有する理事を除く出席した理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第34条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び監事は、これに記名押印する。

第7章 常任理事及び常任理事会

(常任理事)

第36条 本会に、常任理事9人以内を置く。

催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事 (削除) から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 第23条第6項第5号前段規定により、監事から招集の請求があったとき、又は同号後段の規定により監事が召集したとき。

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その請求のあった日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的を記載した書面をもって、7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第32条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第33条 理事会の決議は、この定款に別に定めるもののほか、特別の利害関係を有する理事を除く出席した理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第34条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし監事が当該議案について異議を述べたときを除く。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印する。

第7章 常任理事及び常任理事会

(常任理事)

第36条 本会に、常任理事9人以内を置く。

- 2 常任理事は、理事の互選によって選出する。
- 3 常任理事は、常任理事会を組織する。

(常任理事会)

第37条 常任理事会は、常任理事をもって構成し、理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を審議する。

2 常任理事会は、次の場合に開催するものとし、会長が招集する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 常任理事現在数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

3 会長は、前項第2号により請求があったときは、その請求のあった日から14日以内に常任理事会を招集しなければならない。

4 常任理事会については、第31条、第32条、第33条、第34条の規定を準用する。

5 その他、常任理事及び常任理事会に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第8章 名誉会長及び顧問

(名誉会長及び顧問)

第38条 本会に、名誉会長1名以上3名以下及び顧問30名以内を置くことができる。

- 2 名誉会長は、会長に対し必要な助言を行う。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ必要な助言を行う。
- 4 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。
- 5 顧問に関する事項は、総会の承認を経て会長が別に定める。

第9章 資産及び会計

(財産の構成)

第39条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理・運用)

第40条 本会の財産の管理・運用は、会長が行うもの

- 2 常任理事は、理事の互選によって選出する。
- 3 常任理事は、常任理事会を組織する。

(常任理事会)

第37条 常任理事会は、常任理事をもって構成し、理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を審議する。

2 常任理事会は、次の場合に開催するものとし、会長が招集する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 常任理事現在数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

3 会長は、前項第2号により請求があったときは、その請求のあった日から14日以内に常任理事会を招集しなければならない。

4 常任理事会については、第31条、第32条、第33条 **(削除)** の規定を準用する。

5 その他、常任理事及び常任理事会に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第8章 名誉会長及び顧問

(名誉会長及び顧問)

第38条 本会に、名誉会長1名以上3名以下及び顧問30名以内を置くことができる。

- 2 名誉会長は、会長に対し必要な助言を行う。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ必要な助言を行う。
- 4 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。
- 5 顧問に関する事項は、総会の承認を経て会長が別に定める。

第9章 資産及び会計

(財産の構成)

第39条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理・運用)

第40条 本会の財産の管理・運用は、会長が行うもの

とし、その方法は理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受け、かつ、内閣総理大臣に提出しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受け、その事業年度終了後3ヶ月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

とし、その方法は理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受け、かつ、行政庁に提出しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受け、その事業年度終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。**(削除)**

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第44条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第45条 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席した会員の3分の2以上の決議を経なければならない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、第48条の規定を除き、総会において4分の3以上の決議により変更することができる。

2 公益認定法第11条第1項に掲げる事項を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく内閣総理大臣に届け出なければならない。

(解散)

第47条 本会は、一般社団・財団法人法第148条に定める事由によるほか、総会において会員総数の4分の3以上の決議により解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第48条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会において会員総数の4分の3以上の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第49条 本会が清算をする場合において有する残余財

(公益目的取得財産残額の算定)

第44条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第45条 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の決議を経なければならない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、第48条の規定を除き、総会において総会員の半数以上であって、総会員の議決権の4分の3以上の決議により変更することができる。

2 公益認定法第11条第1項に掲げる事項を変更しようとするときは、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第47条 本会は、一般社団・財団法人法第148条に定める事由によるほか、総会において総会員の半数以上であって、総会員の議決権の4分の3以上の決議により解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第48条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会において総会員の半数以上であって、総会員の議決権の4分の3以上の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第49条 本会が清算をする場合において有する残余財

産は、総会において会員総数の4分の3以上の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 事務局

(設置等)

第51条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3 事務局長及び職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第52条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び職員の名簿
- (3) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 役員等の報酬規程
- (8) 事業計画及び収支予算に関する書類
- (9) 事業報告書及び計算書類等
- (10) 監査報告書
- (11) その他必要な帳簿及び書類

第13章 補則

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関

産は、総会において総会員の半数以上であって、総会員の議決権の4分の3以上の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 **事故その他**やむを得ない事由により、電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 事務局

(設置等)

第51条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3 事務局長及び職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第52条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び職員の名簿
- (3) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 役員等の報酬規程
- (8) 事業計画及び収支予算に関する書類
- (9) 事業報告書及び計算書類等
- (10) 監査報告書
- (11) その他必要な帳簿及び書類

第13章 補則

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関

する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 41 条にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の会長は、山崎親雄とする。

する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 41 条にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の会長は、山崎親雄とする。

4 本会の最初の業務執行理事は、次に掲げる者とする。

鈴木正司 隈 博政 杉崎弘章 山川智之
太田圭洋 戸澤修平 篠田俊雄

平成 24 年度 通常総会報告

山崎会長挨拶

日本透析医会の通常総会の開催に関係して、ご協力いただきありがとうございます。今年度より、社団法人から公益社団法人に移行して、今後ますます透析医会が果たさなくてはならない役割は多くなってきていると考えています。会員の皆さまのご協力を得ながら、事業にまい進していこうと考えています。

診療報酬がこのたび改定されました。特に、PTA などに関して、運用上かなり混乱している部分があると思います。透析医会の会員で保険審査を担当されている皆さまとの懇談会が6月に予定されていますので、その中で各県の状況などをお尋ねしていこうかと思っています。

最近、多数の実態調査とアンケート調査をお願いしています。今後の診療報酬改定に関連するものだったり、あるいは経営実態把握のために財務諸表を出していただいたりとか、あるいは、今後きつと行われていくであろうチーム医療をさらに充実させるために、それぞれの医療機関の中での看護師、あるいは臨床工学技士が、どんな役割を担当しているかという調査であるとか、いくつか行わせていただきました。この調査に関しては、6月に予定している支部長会議で途中経過について、簡単に報告をさせていただこうと思っています。

これらの調査のうちいくつかは今後とも引き続き行っていきたいと思っています。ご理解いただけるところには定点的に毎年、定点観測として実施していきたいと考えています。その趣旨をご理解いただいて、施設名をそれぞれのアンケートにご記入いただいたところに関しては、毎年そういうお願いに上がろうと考えています。

それから、透析医学会の秋澤理事長からお願いがありました。医学会の総会の委任状、出席者数がまだ少し不足しているということだそうです。来週なり、同報メールなどで会員の皆さんに通知をさせていただきます。周りの方で、まだ委任状を出しておられなければ、医学会のホームページにアクセスしていただくとフォーマットが出てくるようになってるので、それを用いてご協力を賜ればと思います。

時間があまりありませんので、これで私の挨拶を終わりますが、最後に、総会の運営にご協力いただけますようお願いいたします。(拍手)

議長選出

鈴木正司 副会長を選出

議事録署名人

隈 博政 副会長

戸澤修平 常務理事を選出

議 事

第1号議案 平成23年度事業報告及び財務諸表の承認を求める件

常務理事山川智之氏から総会資料に基づき事業報告について1. 会議 2. 委員会 3. 会務報告の順に説明があり、併せて専務理事杉崎弘章氏から財務諸表について詳細な説明が行われた。引き続き監事今忠正氏から「平成23年度決算の監査結果は妥当であった。」旨、報告されたのち、議長による採決が行われ満場一致で承認された。

第2号議案 公益社団法人日本透析医会の定款修正の承認を求める件

常務理事太田圭洋氏から前回総会において承認された定款について、公益社団法人への移行認定申請に伴い内閣府からの指摘にて修正する必要があることから、総会資料に基づき定款の修正条文について説明があり、議長による採決が行われ原案どおり満場一致で承認された。

総会質問事項

■第1号議案について

Q：入会金のところと会費のところですが、15施設、15人入会があり、入会金が入っているわけですが、会費収入が減っているのはどうしてですか？

A：これは退会者、および滞納者がいるものですから、2年間会費を納めておられない施設は継続のご意志を確認後、退会される場合もあります。そういうところがあり、少し減ったという状況です。

Q：会員数が千百六十いくつという話でしたが、だいたい組織率としてはどのぐらいになっているのですか？

A：40%弱だと思います。

Q：なんとなく数年前と変わっていないような感じがします。先生方もご承知のとおり、いろいろな役所に要望するとき、組織率は何パーセントぐらいあるのですかと必ず問われると思います。組織率をもう少し上げないといけないのではないかと思います。なにか方策は考えておられますか？

A：多いに越したことはないと思っています。ただ、必ずしも、たとえば組織率というのはこういうことだと思いますが、医学会の、所属する先生方のどれだけが入っているかとか、施設でいうと医学会の施設のどれだけが入っているかということで、いろいろな交渉にさいして、必ずしもそういうところが求められるわけではありません。

しかしながら、いろいろな点を考えるとたくさん入っているほうがいいということで、前にも申し上げたと思いますが、それぞれの県の中には支部があります。その支部そのものは、公益社団というわけにはいきませんが、日本透析医会の支部という名称をつけられるようになっていきます。そこには実はたくさんの方が加入されているということで、できればそういう会員の方々が公益社団のほうの会員になっていただくとうるしいのですが……。

Q：個人会員になっていただければいいと？

A：そうですね。それぞれの地域の会員ですが、公益社団法人の会員になっていただけるとありがたいと思っています。

Q：ありがとうございます。ただ、日本医師会のように、たとえば地方の医師会に入会すれば全国の医師会にも自動的に入会ということには、透析医会はなっていないわけですね。

A：なっていませんね。

Q：それを、そういう方向に向けて検討していただいたほうがよろしいのではないかと思います。

A：なによりも日本医師会に入るにさいしては、都道府県の医師会費および日本医師会用の費用まで含めて、数十万円かかると思います。日本透析医会の場合も額はそれほど多くはありませんが、会費負担はネックになるでしょうね。

あと、会員のメリットとしての情報は、特にホームページの会員のページで、会員向けのものはあるのですが、多くのものが支部を通じて伝えられるものですから、皆さんがあまり不便を感じておられない。したがって、会費を払うのもいまひとつということで、どうも入っていただけないのが本当のところかと思いますが、努力はしなければいけないかと思っています。

■第2号議案について

Q：一つ疑問に思うのは、総会の議事録署名人は「選任された理事は」となっています。理事はあくまでも執行部ですから、普通は総会で議事録署名人にはあまりならないのではないかと思います。いかがでしょう。

A：たぶんこの会議でも、理事や監事とか、そういう方々が署名人になるのはよくあることといたします。通常にあるのではないかと思います。たとえば、卑近例ですが、私のところの病院の理事会でも、実際に理事が担当してやります。

たぶんこれは、内閣府のほうできちっと見た定款になっているので、もし問題があればそういうところで問

題になっているはずなので、問題にはならないのではないかと思います。

Q：理事について、22条に「総会の決議によって選任する」という項目。これはこのとおりだろうと思いますが、現在は理事の選任について、どのような方法でされているのでしょうか。

A：大きく分けて二つの理事があり、もともとの設立の趣旨などを考えながら、基本的にはそれぞれの地域を代表した方々から理事の推薦を受けるのが一つです。もう一つは、医会そのものの中でお願ひする理事という、二つの理事があります。

たぶんおっしゃられている理事に関しては、地域の理事ということになるだろうと思います。41ページにあります。北海道から始まる地域別で書いてあるものに関しては、従来通り地域の先生方の互選というか、推薦というか、そういう形で決めさせていただいています。

Q：この透析医会も25年たって、しかも今年度から公益社団法人という格好になったわけなので、推薦ということよりも、たとえば立候補選挙という方式を取ったほうが、より後の時代のためにはいいのではないかと、私自身は思っています。より公益性を保つためには、もう少し公平な選任の仕方が必要ではないかと思いますが、ご検討いただければ幸いです。